

報酬規程の実施に関する規則

第1条 目的

この規則は、「役員等の報酬等および費用に関する規程」（以下「規程」という）の実施に関し必要な事項を定めるものである。

第2条 報酬等の支給の除外対象

規程第3条に定める報酬等は、次の者には支給しない。

- (1) この法人の設立母体であるりそな銀行又はそのグループ会社の役職員である者
- (2) 報酬等の受領を辞退する者
- (3) その他、報酬の支給が適切でないと判断される者

第3条 支給の時期

報酬等の支給は、必要に応じ源泉税等を徴収の上、業務の終了後速やかに行う。

- 2 費用の支給は、必要に応じ、事前に支給することができる。

第4条 改廃

この規定の改廃は、理事長が行う。

附則

この規程は、この法人の移行認定登記の日から施行する。